

第 4 4 号議案

東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 2 日

提出者

東大和市長 和地 仁美

東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する
条例

東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「2, 200円」を「2, 600円」に、「1リットル」を「1便槽1回」に、「20円」を「10, 000円」に改め、同表に次のように加える。

浄化槽汚泥	(1) 事業所等不特定多数の者が使用する施設等に設置された浄化槽に係る汚泥を処分するため、運搬して排出する場合	2, 000リットルまで 15, 800円
		2, 000リットルを超える場合は、15, 800円にその超える量が1, 000リットルまでを増すごとに7, 900円を加算した額
	(2) 前号の施設等以外の施設等に設置された浄化槽に係る汚泥を処分するため、運搬して排出する場合	1浄化槽1回につき 2, 000円

別表第1備考1の項中「し尿」の次に「、浄化槽汚泥」を加え、同表備考2の項中「及びし尿」を「、し尿及び浄化槽汚泥」に改め、同表備考4の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の規定は、令和8年4月1日以後に行う廃棄物の処理に係る廃棄物処理手数料について適用する。